

SNS・オンラインショップ を成長させたい 長崎市内の事業者様へ

SNS やオンラインショップ
の運用について学びたい

SNS のフォロワーを増やしたい

オンラインショップの売上を上げたい

SNS のフォロワーをオンライン
ショップに効果的に誘導したい



該当するならチェック

受けられる支援

●長崎市が選定した事業者によるコンサルティング（無料、60分程度×5回+オンライン相談最大10時間）

- ・どのようにSNSのフォロワーを増やすか
- ・どのようにオンラインショップの売上を上げるか
- ・事業計画の検討、作成の支援 等

●補助金の活用（補助率2/3、補助上限80万円）

- ・Web広告・SNS広告・インスタグラマー活用の費用
- ・ECサイト改修・新設の費用
- ・キャンペーン企画、撮影指導等の委託費用 等

まずは4/16のセミナーに参加ください！
伴走型支援応募は4/17~5/20

令和6年度 SNS 等活用支援事業伴走型支援（コンサルティング）募集要項

申込方法

申込書等の必要書類を長崎市商業振興課へ書面で提出（郵送又は持参）
※令和6年4月16日開催のセミナーに極力ご参加のうえ伴走型支援に応募ください。（詳細 P2）

お問合せ

長崎市 商業振興課 SNS 支援担当

所在：〒850-8685 長崎市魚の町4-1 14階

TEL:095-829-1150 FAX:095-829-1151

E-mail:shogyo@city.nagasaki.lg.jp

HPはこちら↓



次ページからの詳細を必ず確認して申込ください

目次

1 事業の目的	P1
2 支援内容	P1
3 セミナー	P2
4 伴走型支援	P2
5 補助金	P5
6 スケジュール	P7
7 過去の実績	P8
8 伴走型支援応募前チェックシート	P9

1 事業の目的

原油価格・物価高騰等により事業者は深刻なコスト増加に直面しています。深刻なコスト増加に直面する中、事業を継続していくためには、価格転嫁の取組みだけではなく、SNS 等の DX を有効活用したマーケティングや、新たな顧客の獲得、販路拡大等の取組みが必要になります。

本事業は、物価高騰等によるコスト増加や、EC サイト(オンラインショップ)(以下、「EC サイト」という。)での購買行動の定着等の消費行動の変化に対応していくため、市内中小企業者が新たな顧客及び本市外からの消費拡大につなげることを目的に実施する SNS マーケティングや EC サイトによる販売促進の取組みを支援します。

2 支援内容

本事業では、長崎市が選定した専門家による SNS のフォロワー増加及び EC サイトの売上増加のための伴走型支援(コンサルティング)(以下、「伴走型支援」という。)を無料で受けることができます。(年間で 60 分程度×5回+オンライン相談対応 10 時間まで)

また、伴走型支援を受ける事業者に限り、SNS マーケティングや EC サイトによる販売促進の取組みに要する経費に対して補助金(最大 80 万円、補助率 2/3)を活用することができます。

※補助金額 533,000 円(補助対象経費 800,000 円)以上になるよう事業計画を行ってください。

※伴走型支援と補助金いずれかのみの利用はできません。

※まず伴走型支援の応募をし、選定された事業者について補助金活用に進めます。

※伴走型支援は長崎市の審査後、10 社を選定します。

伴走型支援を行う専門家は iBank マーケティング株式会社です。

長崎市から「SNS・EC サイト活用伴走型支援業務委託」を受注しております。

- ・iBank マーケティング株式会社は、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ (FFG) 傘下の戦略系子会社の1つです。
- ・マーケティング領域における地域のデジタルシフトを支援することを事業目的とし、SNS や Web を活用したプロモーションやモール型 EC (エンニチ) の運営など様々なソリューションを提供しております。
- ・これまでに、地場企業や上場企業などおよそ 600 社以上の事業者へデジタルマーケティングのソリューションの提供をしてきました。さらに、様々な自治体と連携し、観光振興を通じた地域活性化の取組みを実施しております。
- ・本事業では、SNS のフォロワー獲得強化や SNS コンサルティング、自社 EC サイトでの販路拡大や EC サイト改善のコンサルティングまで、SNS を活用したオンライン上での販路拡大施策を一貫したソリューションとして提供します。

3 セミナー

次の日程で SNS・EC サイト運用に係るセミナーを開催します。

セミナーでは、SNS による集客、情報発信の魅力、EC サイトと連携した SNS の運用、広告宣伝ツールの紹介、伴走型で支援できる内容等について説明を行います。

開催日時：①令和6年4月 16 日（火）10:00-12:00

②令和6年4月 16 日（火）15:00-17:00

※①と②はいずれも同じ内容のセミナーになります。

※いずれもリアル及びオンライン併用での開催となります。

※リアル参加については1社につき2名までとさせていただきます。

※リアル参加については1日程/最大15社まで（先着順）とします。

リアル開催の会場：ダイアゴナルラン長崎（DRN）長崎市油屋町 1-1

参加費用：無料

申込期限：令和6年4月9日（火）

申込方法：**右の QR コードか次の URL より申込んでください。**

<https://questant.jp/q/TX8S9VGJ>

申込後、セミナーの内容等について連絡をさせていただきます。

セミナーの申込はこちらから↓



※伴走型支援、補助金活用を希望される場合は極力セミナーにご参加ください。（伴走型支援応募の要件にセミナー参加の要件はありませんが、支援の内容をご確認いただくためにもセミナーにご参加くださいますようお願いいたします。）

※伴走型支援、補助金活用を検討していない場合でもセミナーの参加は可能です。

4 伴走型支援

(1) 伴走型支援応募資格（対象者）

次に掲げる要件を全て満たす中小企業者とする。

ア SNS マーケティングや EC サイトによる販売促進の事業として、令和6年度中に「長崎市 SNS 等活用支援補助金」（詳細 P5）を活用すること。

イ 長崎市内に本社または主たる事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる。

ウ EC サイトで自社製品の販売を令和7年2月20日までに行う者。

※EC サイトでの販売を行わない場合は対象外です。

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者に該当しない者

オ 市税、事業税（県税）、消費税又は地方消費税（国税）の滞納がない者（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による市税の徴収猶予もしくは換価猶予、県税に係る徴収猶予もしくは換価猶予、国税に係る納税の猶予もしくは換価猶予を受けている場合は滞納として取り扱わないが、猶予期間内の納税が必要なものとし、納税がない場合は交付を受けた補助金を速やかに返還しなければならない。）

カ 暴力団、暴力団員、暴力団関係者に該当しない者

キ 補助金の交付を受けようとする対象経費について、同様の趣旨の他の補助金等の交付（国及び県によるものを含む）を受けていないこと。

(2) 伴走型支援の内容

○年間で60分程度×5回のコンサルティング（応募事業者が指定する場所（オンラインも可）での実施）に加え、オンライン相談対応（10時間まで）を受けることができる。

【伴走型支援のイメージ】

- ① SNSとECサイトの現状のヒアリング、SNSのフォロワーやECサイトの利用者を増やすための検証、補助金を活用して実施する事業の提案
- ② SNSとECサイトの運用方法（SNSフォロワー増加キャンペーンの計画や実施の仕方、写真や動画の撮影の仕方、文章の書き方やハッシュタグの付け方、投稿の仕方、SNSからECサイトに誘導する方法、ECサイト閲覧者・利用者増加につなげる方法）の支援（支援を希望するものを選択ください）
- ③ 令和7年2月20日までに補助金を活用して実施する事業計画の作成の支援
- ④ 事業計画に基づく事業実施中の相談、事業の改善
- ⑤ 事業実施後の課題等の整理への支援（翌度以降に取り組むべき事業等についての指導）

(3) 伴走型支援の応募方法

伴走型支援の応募書類は、商業振興課までご提出ください。応募書類の様式は、本市ホームページからもダウンロードできます。

応募期間：令和6年4月17日（水）～5月20日（月）10社決定次第終了

※ただし、令和4年度又は令和5年度に同事業を活用している場合は、応募期間を令和6年5月10日（金）～20日（月）とします。

連絡先：商業振興課 TEL095-829-1150

提出先：宛先 〒850-8685 長崎市魚の町4-1 14階
宛名 長崎市 商業振興課 SNS支援担当 宛

<提出書類>

- ① SNS 等活用支援事業伴走型支援申込書
- ② 前期決算書の写し(個人の場合は確定申告書の写し)
- ③ 団体等の定款、規約、会則、履歴事項全部証明書等の写し(いずれか1つ、個人の場合は不要)
- ④ 役員名簿(氏名、ふりがな、生年月日の記載があるもの、任意様式可)、会員名簿(会員がいる場合)
(いずれも個人の場合は不要)
- ⑤ 団体等の活動内容がわかるもの(チラシ、パンフレット、HP の写し等)
- ⑥ 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書(原本)
(非営利活動団体については不要です。)
(徴収猶予、納税の猶予、換価猶予を受けている場合は猶予等が確認できる書類の写し)
【取得場所】
 - ・市税の完納証明書(長崎市収納課、各地域センター、各地区事務所)
 - ・事業税の納税証明書(長崎振興局税務部:長崎市万才町3-17)
 - ・消費税及び地方消費税の納税証明書その3(長崎税務署:長崎市松ヶ枝町6-26)

※ 提出書類はお返しできませんので、必ずコピーを取っておいてください。

※ 全ての提出書類が不備なく提出された際に受付完了となります。

(4) 伴走型支援の応募審査

令和6年4月17日(水)の応募開始以降に審査を行います。審査項目は下記のとおりです。

全てを満たす事業者を選定いたします。(審査完了後先着で受付いたします。)

(選定基準)

- ・伴走型支援応募資格(4 伴走型支援(1)P2-3 参照)を全て満たしているか。
- ・原油価格・物価高騰の影響を受けているか。
- ・EC サイトに係る事業のみ計画されていないか。(SNS 改善の取組も計画されているか)
- ・新たな顧客の獲得、販路拡大に繋がる計画となっているか
- ・対象外の事業が計画されていないか(SNS や EC サイトの運用そのものを委託する事業、他社の商品や金銭等を無償配布する事業等)
- ・補助金額 533,000 円(補助対象経費 800,000 円)以上の事業計画になっているか

5 補助金

(1) 補助金の応募資格(対象者)

伴走型支援の選定を受けている中小企業者(補助金のみの活用は不可)

(2) 補助対象事業

ア SNS マーケティング事業

SNS のフォロワー(利用者)を増やすための広告・宣伝事業、専門家の派遣事業、プレゼントキャンペーン事業(送料の負担)等

イ EC サイトによる販売促進事業

自社 EC サイト構築・改修事業、モール型 EC サイトへの参入事業、広告・宣伝事業、専門家の派遣事業等

※イのみの実施は対象外とする。

※SNS や EC サイトの運用そのものを委託する事業は対象外とする。

※他社の商品や金銭等を無償配布する事業は対象外とする。

(3) 補助金の支援内容

○事業実施に係る経費について1件あたり年間80万円を上限として補助。

※補助金額533,000円(補助対象経費800,000円)以上になるよう事業計画を行ってください。

○補助額は、対象経費の合計額の2/3の額。

○補助額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。

(4) 補助対象事業の実施期間

補助金交付決定後～令和7年2月20日

(5) 補助金の対象経費

補助金の対象となる経費は、次のうち、申請事業の実施に直接必要なものとしします。

区分	経費
報償費	講師謝礼金 等
旅費	宿泊費及び旅費（講師に係る経費も対象）
需用費	印刷製本費（SNS のフォロワーや EC サイトの利用者を増やすためのチラシ等の印刷製本費に限り、 <u>自社や自社商品の PR のためのチラシ等の印刷製本費に関しては対象としない</u> ）
役務費	通信運搬費、広告料 等
委託料	各種委託料（SNS や EC サイトの運用委託は除く）
使用料及び賃借料	会場借上料 等

※消費税課税事業者については、消費税は補助対象外となります。

(6) 補助金の交付条件

- ア 1件当たりの予定価格が10万円を超える報償費、役務費、委託料又は使用料及び賃借料については、入札又は見積り合わせを実施することとする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第6号から第9号までのいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- イ 支出を明らかにした帳簿及び関係書類を備え、補助対象事業を行った年度の翌年度から5年間保存すること。

(7) 補助対象経費の支払い手続き

補助金の交付決定が行われた後に、事業を開始することができます。市から交付決定通知があるまでは事業を開始することはできませんのでご注意ください（交付決定以前に支出された経費、事業完了後に支出された経費は補助の対象になりません）。

補助対象経費の支払いは、補助対象期間内（遅くとも令和7年2月20日）に完了させ、完了後に実績報告を行ってください。その後交付金額が確定した後に精算払いとなります。

(8) 補助金の申請方法

伴走型支援に選定された事業者に対して連絡させていただきます。

6 スケジュール

セミナー応募 令和6年4月9日(火)まで

・2ページに掲載している QR コードよりお申込ください。

セミナー開催 令和6年4月16日(火)

・リアル及びオンラインで開催。詳細は2ページ参照

伴走型支援応募 令和6年4月17日(水)～5月20日(月)まで

※令和4年度又は令和5年度に同事業を活用している場合の応募期間は

令和6年5月10日(金)～20日(月)

・先着順最大10社の受付になります。

4月16日開催のセミナーに極力ご参加のうえ伴走型支援に応募ください。

伴走型支援事業者決定 令和6年5月31日(金)頃まで

・選定の結果をご連絡します。

以降は伴走型支援に選定された場合のスケジュール

事業計画作成(伴走型支援) 令和6年9月16日(月)頃まで

・伴走型支援を受け、自社の SNS や EC サイトの分析等を行ったうえで、どのような事業を実施すると SNS のフォロワー増加や EC サイトの売上増加につながるのか分析し、事業計画を作成してください。

補助金交付申請 令和6年9月30日(月)まで

・伴走型支援を受けて作成した事業計画等を基に補助金の交付申請を行ってください。

交付決定 交付申請後10日前後

・補助対象事業について、交付申請を提出していただき、交付決定を行います。

・市からの交付決定通知があるまでは事業を開始することはできません。

補助対象事業の実行 交付決定日～令和7年2月20日

・状況に応じて伴走型支援を受けて相談・分析・改善等を行ってください。

実績の報告 事業完了後

・事業完了後、実績報告書、収支決算書等を提出していただきます。

・期日は、補助対象事業の完了した日から起算して1月を経過した日または令和7年2月末日いずれか早い日となります。

事業の自走 令和7年度以降

・令和7年度以降は、事業者が主体となって事業を実施してください。

7 過去の実績

【令和4年度】

19社への支援(伴走型支援 60分程度×5回、補助金上限額 150万円、補助率 2/3)

●SNS (Instagram、X等) フォロワー数

・事業前 19社平均 1,345人 → 事業後 19社平均 2,103人(約8か月で平均+758人)

・フォロワー増加数 TOP3

	増加数	事業前	事業後	業種	SNS種類	主な実施事業
1位	+3,201	11,700	14,901	服・雑貨等小売業	Instagram	SNSコンサル受講、撮影コンサル受講、SNS広告
2位	+2,785	533	3,318	食料品小売業	X	SNSキャンペーン、プロによる写真撮影
3位	+2,002	1,703	3,705	食料品小売業	Instagram	SNSキャンペーン、SNS投稿改善

●ECサイト売上

・売上の確認がとれた 10事業者の平均増加率 173.8%

・ECサイト売上増加率TOP3

	増加率	増加額	事業前 2021.7~ 2022.1	事業後 2022.7~ 2023.1	業種	主な実施事業
1位	423.2%	+265,000円	82,000円	347,000円	印刷業+小売業	SNSキャンペーン、EC広告
2位	315.3%	+239,000円	111,000円	350,000円	清掃業+小売業	SNSキャンペーン、SNS広告
3位	220.4%	+336,000円	279,000円	615,000円	飲食店	SNSキャンペーン、EC改修・広告

●その他の効果

・来客増加、新規顧客獲得、店頭売上増加、ふるさと納税商品注文増加、大手ホテルとの成約、等

【令和5年度】

17社への支援(伴走型支援 60分程度×5回、補助金上限額 150万円、補助率 2/3)

令和6年度内は事業を実施しており最終の数字は出ていませんが、令和4年度と同様に SNS のフォロワー数は着実に増加しており、EC サイトの売上増加も期待できます。

8 伴走型支援応募前チェックシート

次の項目の内、1つでも該当しない項目がある場合は伴走型支援の応募はできません。

- 原油価格・物価高騰の影響を受けていること
- 新たな顧客の獲得、販路拡大に繋がる事業を計画していること
- 伴走型支援を受けられることになった際は、補助金を533,000円以上（補助対象経費800,000円以上）活用して事業を実施すること
- ECサイトに関する事業だけではなく、SNSに関する事業も実施すること
- 長崎市内に本社または主たる事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいること
- ECサイトで自社製品の販売を令和7年2月20日までにを行うこと
- 性風俗関連特殊営業及び公序良俗に反すると認められる事業を営む者を構成員に含まないこと
- 市税、事業税（県税）、消費税又は地方消費税（国税）の滞納がないこと
- 暴力団、暴力団員、暴力団関係者に該当しないこと
- 令和6年度中に国、県、市等が行う類似の補助制度の適用を受けていない（受けない）こと
- 令和7年2月20日までに補助金を活用して実施する事業と経費の支払を完了させること
- 補助金を活用して実施する事業について、補助対象経費（P6の5（5）参照）以外の経費が補助金の算定に含まれていないこと
- 1件当たりの予定価格が10万円を超える支出については、入札又は見積合せを実施したうえで契約の相手方を決定すること。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第6号から第9号までのいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 事業終了後に補助対象経費の支払の事実が確認できる書類の写しを全て提出できること